

平成29年度
国の施策及び予算に関する提案・要望

平成28年11月
茨 城 県

提 案 ・ 要 望 書

茨城県政の推進につきましては、日頃から格別のご指導、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県は東日本大震災や関東・東北豪雨災害により甚大な被害を受けましたが、災害からの一日も早い復旧・復興を図るとともに、新しい県総合計画「いばらき未来共創プラン」で掲げた「みんなで創る　人が輝く　元気で住みよい　いばらき」の実現に向けた取組を推進しているところです。

今後とも、県民・企業・団体の方々と目標や戦略を共有し、将来に夢と希望を持つことができる県づくりを全力で進めてまいる所存でございます。

つきましては、本県県政の推進に必要となる政策・制度の創設など、国の施策及び予算に関する提案・要望を以下のとおりとりまとめましたので、平成29年度の予算編成あるいは今後の施策展開において、実現のために特段のご高配をお願い申し上げます。

平成28年11月

茨城県知事　橋　本　昌

目 次

東日本大震災からの復興

| | | |
|------|--------------------|---|
| 一部新規 | 1 被災地における復旧・復興について | 1 |
| 一部新規 | 2 原子力災害について | 3 |

関東・東北豪雨災害からの復旧・復興

| | | |
|------|-------------------------|---|
| 一部新規 | 1 関東・東北豪雨災害からの復旧・復興について | 6 |
|------|-------------------------|---|

いばらきづくりの基本方向

| | | |
|------|-----------------|----|
| 一部新規 | 1 地方分権改革の推進について | 8 |
| 一部新規 | 2 地方創生の推進について | 12 |

I 人が輝くいばらきづくり

| | |
|---------------------------------------|----|
| 1 未来を担うたくましい人づくりについて | 14 |
| 2 小・中学校及び義務教育学校の適正配置について | 17 |
| 3 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催に向けた財政支援等について | 18 |

II 活力あるいばらきづくり

| | |
|---|----|
| 1 大強度陽子加速器施設「J-PARC」の整備推進等について | 19 |
| 2 知的対流拠点としての「世界のつくば」にふさわしいまちづくりについて | 21 |
| 3 鹿島臨海工業地帯の強靭化及び競争力強化について | 23 |
| 4 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定について | 24 |
| 5 新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進について | 25 |
| 6 DMO構築による観光地域づくり推進体制の強化に向けた支援の充実について | 27 |
| 7 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた支援について | 28 |
| 8 広域連携（FIT）による県北地域の振興について | 29 |
| 一部新規 9 高規格幹線道路ネットワークの早期構築等について | 30 |
| 新規 10 都市鉄道ネットワークの強化について | 32 |
| 11 茨城空港について | 33 |
| 12 我が国の国際競争力を牽引する港湾の整備について | 34 |
| 一部新規 13 日本の成長を支える国際政策の取組について | 35 |

III 住みよいいばらきづくり

| | |
|--|----|
| 一部新規 1 少子化対策の充実について | 37 |
| 2 介護保険制度の見直し等について | 40 |
| 3 医療保険制度の見直しについて | 42 |
| 4 医師及び看護師等の確保対策について | 43 |
| 5 地域公共交通維持確保に向けた取組について | 45 |
| 6 安全・安心を実感できる「いばらき」の確立について | 46 |
| 一部新規 7 地球温暖化対策の充実と地域社会と共生した再生可能エネルギーの導入推進について | 47 |
| 一部新規 8 霞ヶ浦・北浦に係る総合的な環境保全対策の充実強化について | 49 |
| 新規 9 世界湖沼会議の支援について | 51 |
| 10 ラムサール条約湿地涸沼への水鳥・湿地センターの整備並びに自然環境の保全及び賢明な利用の促進について | 52 |
| 11 ダム事業の推進について | 53 |
| 12 神栖市におけるヒ素汚染対策について | 54 |

被災地における復旧・復興について

＜提案・要望先＞　　復興庁、国土交通省、財務省、総務省、農林水産省、
厚生労働省、文部科学省、文化庁

＜提案・要望内容＞

平成23年3月に発生した東日本大震災や原発事故により、本県の県民生活や企業活動は、依然として大変厳しい状況におかれています。

このような中、本県では国において講じられている各種支援措置を最大限に活用しながら、各分野における取組を積極的に展開しているところですが、本格的な復興のためには、さらなる支援が必要な状況にあります。

政府においては、災害からの復旧・復興についてご尽力いただいているところでございますが、この未曾有の危機を乗り越え、県民の安全・安心な生活を一刻も早く取り戻すことができるよう、以下の事項についてさらなるご配慮をお願いいたします。

記

1 復興・創生期間における復興財源の確保

（1）復興交付金について

復興交付金制度について、地域ごとの実情を十分に配慮のうえ、復興が完了するまでの間、引き続き必要な予算を確保すること。

特に、液状化対策事業については、対策工法の選定や住民同意の取得、工事の施工などに相当の期間を要すること、さらには事業費が極めて多額にのぼることから、長期的な支援を行うこと。

（2）社会資本整備総合交付金（復興）について

社会資本整備総合交付金（復興）について、復興が完了するまでの間、必要十分な予算額を確保し、その地方負担について、引き続き地方財政措置を講ずること。

（3）地方財政措置の継続について

復旧・復興事業については、被災自治体の過度な負担にならないよう、引き続き震災復興特別交付税等による地方財政措置を講ずるとともに、震災復興特別交付税について、通常の地方交付税とは別枠とする措置を継続すること。

（4）国が行う復興事業について

国が行う復興事業について、より一層の整備促進を図るとともに、それに係る直轄事業負担金については、震災復興特別交付税による地方財政措置を継続すること。

2 減収補填の適用期限延長について

復興特区における税制上の特例措置が平成32年度まで延長されたところであるが、これに伴う地方税に係る課税免除又は不均一課税に対する減収補填のための財政措置は平成28年度が適用期限とされたことから、十分な措置を平成32年度末まで講ずること。

3 災害に強い医療体制づくりについて

災害に強い医療施設づくりを推進するため、耐震・免震化の推進に対する財政支援措置を継続すること。

4 防災教育の充実について

東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育の実践及び充実を図るため、学校の防災力強化のための事業を継続すること。

5 文化芸術活動に対する財政措置の継続について

実演芸術の鑑賞等を通じた「心の復興」を図る事業に対する補助を継続すること。

6 緊急防災・減災事業債の恒久化及び拡充について

平成28年度で終了する緊急防災・減災事業債について、制度を恒久化するとともに、地方の実情を踏まえ対象事業を拡大すること。

原子力災害について

＜提案・要望先＞ 内閣府、復興庁、経済産業省、文部科学省、原子力規制庁、環境省、観光庁、外務省、農林水産省

＜提案・要望内容＞

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から5年余りが経過したものの、依然、放射性汚染水への対応や河川・森林などの除染、指定廃棄物の処分問題など多くの課題により、国民は放射線に関する不安を抱えるとともに、風評被害も根強く残っている状況にあることから、国の責任において福島第一原子力発電所事故の早期収束と廃炉作業を着実に進めが必要あります。

また、本県には、多くの原子力施設が立地し、地域住民の安全の確保が何よりも重要な課題となっていることから、国は、新規制基準に基づく適合性審査の厳格な実施などにより原子力安全対策を強化するとともに、原子力防災対策についても、地方自治体が講ずることとされる対策について必要な予算を確保するなど、早急に支援の充実を図ることが必要あります。

つきましては、国の責任において早急に取り組むべき下記事項について要望いたします。

記

1 福島第一原子力発電所事故対策

(1) 原発事故の早期収束について

国の責任において、廃炉作業を安全かつ着実に進め、一刻も早く原発事故の収束を図ること。

特に、放射性汚染水については、絶対に海洋放出させないよう、国の責任において厳格に管理するとともに、早急に抜本的な対策を講ずること。

(2) 放射線に関する不安の解消等について

国において、幅広く疫学的な調査を実施するほか、「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針に規定する支援対象地域、準支援対象地域に応じた必要な施策を講ずるとともに、放射線モニタリング調査の継続及びその結果の丁寧な説明など必要な対策を強化し、放射線に関する不安の解消に努めること。

(3) 除染対策について

市町村等による除染に係る措置に対し、引き続き適切な支援等を行うとともに、市町村等が実施した除染の経費はすべて国が負担すること。

また、除染により発生した除去土壌の処分基準の策定や、河川や森林等における実効性の高い除染技術の確立など、除染活動に関する技術的検討を早急に進めること。

(4) 放射性物質を含む廃棄物の処分について

本県では、現地保管継続・段階的処理の方針が決定したが、8,000ベクレル/kgを超えた焼却灰などの指定廃棄物等の保管から全量処分に至るまで、国は責任を

持つて次の一連の対応を速やかに行うこと。

- ア 指定廃棄物等については、安全性を十分確保しながら、保管施設の整備を推進するとともに、維持管理費用等も含め、経費は、すべて国が負担すること。
- イ 8,000 ペクル/kg 以下に減衰した後の指定解除の仕組やその後の処分方法については、住民等の理解が得られるよう、安全性について十分説明するとともに、処理・処分に要する経費は、すべて国の負担とすること。
- ウ 国の責任において、風評被害対策に万全を尽くし、地元市町村等の要望を反映した地域振興策を着実に実施するとともに、地方の取組に対する十分な財政支援を行うこと。

(5) 全ての損害の早急な賠償について

原発事故と相当因果関係が認められる損害については、全て賠償の対象とともに、早急に賠償金全額を支払うなど、国と東京電力の責任において万全の対応を行うこと。

(6) 風評被害対策について

観光業や農林水産業などに対する風評被害の解消に積極的に取り組むとともに、地方の取組に対する十分な財政支援を行うこと。

また、中国、韓国、台湾等諸外国・地域が、科学的根拠に基づき、速やかに輸入規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、我が国の農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、信頼の回復を図ること。

(7) 中国人個人観光客向け「数次査証」の発給要件の緩和について

中国人個人観光客向け「数次査証」の発給対象となる地域として、本県を東北3県と同様に扱うこと。

2 原子力安全・防災対策

(1) 東海第二発電所の取扱いについて

国のエネルギー政策における原子力発電の位置付けを早急に明確にし、国民に分かりやすく説明すること。

特に、東海第二発電所については、安全面からの検討を進めるとともに、UPZ圏内の昼間人口が約98万人にのぼること、運転開始から38年が経過していることなど、その置かれている状況や地元自治体及び地域住民の意見を十分に踏まえた上で、その取扱いについて国の考え方を早急に示すこと。

(2) 原子力安全対策の強化について

国内外における最新の知見を収集し、福島原発事故の原因究明を引き続き徹底して行うとともに、そこで得られた知見については、その都度、適切に規制基準等をはじめとする安全対策に反映させること。

(3) 原子力研究開発施設について

本県の東海・大洗地区に立地している日本原子力研究開発機構の研究開発施設については、我が国の原子力研究開発における位置づけを明確にした上で、高経

年化対策をはじめとする安全対策に係る予算・人材の継続的な確保を図ること。

また、日本原子力研究開発機構が進めている原子力施設の集約化・重点化に当たっては、経費削減のみならず、国として必要な原子力研究開発機能を維持していく観点から十分な検討を行った上で、機構を指導すること。

とりわけ試験研究用原子炉については、我が国の原子力研究開発の基盤であることから、材料試験炉「J M T R」の代替施設の必要性を含め、その在り方について、機構のみならず、国が主体となって十分な議論を行い、明確な方針を示すこと。

(4) 原子力防災対策の強化について

原子力防災対策については、国が責任を持って継続的に充実強化を図ること。

特に、原子力災害対策重点区域内については、モニタリング資機材の早急な整備やモニタリング要員の確保に万全を期すとともに、避難用バスや鉄道などの輸送手段、避難退域時検査に要する人員・資機材の確保について支援すること。併せて、食料その他の物資の備蓄や避難を円滑に進めるために必要な道路の整備などに必要な財政支援措置を講ずること。

熊本地震を踏まえ、耐震性を備えた屋内退避施設の整備や家屋が倒壊した場合の対応などについて、原子力災害対策指針や各種防災関係マニュアルに反映し速やかに示すこと。

また、安定ヨウ素剤の配布体制の整備に当たっては、地方公共団体の事情を聴取の上、住民が適時・適切に服用できるよう対応マニュアルの充実を図ること。

さらに、安定ヨウ素剤の事前配布後も、再配布の手続きを簡略化するなど、住民や自治体の負担を軽減できる方法をマニュアルに明記すること。

併せて、安定ヨウ素剤の使用期限の延長について、早急に製薬業者を指導・支援すること。

原子力災害対策重点区域外については、防護措置が必要な場合における安定ヨウ素剤の配布、避難先及び輸送手段の確保等、国において具体的な対応策を示すこと。

また、円滑な避難行動をとるには、放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、精度の高いシステムを構築すること。併せて拡散予測の有効性について見解を統一するとともに、国の分科会において、関係自治体の意見を十分聴き、具体的活用手法を早急に示すこと。

さらに、試験研究用原子炉施設や再処理施設、加工施設、廃止措置に移行した原子力発電所などに係る原子力災害対策重点区域についての考え方と併せて、緊急事態区分とその判断基準（E A L）や防護措置の在り方についての考え方を示すこと。

(5) 放射性廃棄物の処理・処分等について

東海再処理施設に貯蔵されている使用済燃料の搬出やプルトニウム溶液及び高レベル放射性液体廃棄物の固化・安定化処理を速やかに行うとともに、ガラス固化体の最終処分の取組を促進すること。

また、原子力施設の廃止措置や原子力の試験研究等に伴い発生する低レベル放射性廃棄物についても、廃棄物の埋設処分に係る技術基準の早急な整備や、放射性廃棄物の処理処分に関する国民の理解促進、地域振興策の検討などに取り組み、原子力事業者が早期に最終処分できる環境を整備すること。

関東・東北豪雨災害からの復旧・復興について

＜提案・要望先＞ 内閣府、中小企業庁、国土交通省

＜提案・要望の内容＞

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、広範囲の浸水、家屋の倒壊・流出、多数の孤立者の発生、地元経済への影響など、甚大な被害が発生しました。

今回の災害の特徴として、住家半壊の被害であっても、床や壁、家財道具等に浸水被害を受けたため、被災者の負担が大きいことがあります。現行の災害救助法及び被災者生活再建支援法では、支援の手が十分に届いていない状況にありますことから、今後、同様の災害が発生した場合にも適切な支援が行えるようにする必要があります。

また、商工業関係につきましては、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（いわゆるグループ補助金）の例を除き、融資制度による支援が原則となっておりますが、今後、災害が発生した場合には、資力に乏しい中小商工業者の廃業が多数発生する可能性もあり、その結果として、地域の活力低下や賑わいの喪失、人口減少にもつながってしまうことが懸念されるなど、災害により被災した中小商工業者に対して、事業継続や事業再開後の販路の維持・拡大のために必要な支援が行えるようにする必要があります。

一方、治水対策につきましては、平成 27 年 12 月に国が「水防災意識社会再構築ビジョン」を策定し、ハード・ソフト対策が一体となった治水対策を推進することとしており、そのリーディングプロジェクトとして、「鬼怒川緊急対策プロジェクト」が、大変注目されています。

以上のことから、下記の事項を実施するよう要望いたします。

記

1 被災者の生活再建支援について

(1) 災害救助法の制度改正について

災害救助法に基づく住宅の応急修理について、半壊世帯では、修理を行う資力がないことが条件となっているが、同じ被害を受けた被災者が等しく支援を受けられるよう、この条件を撤廃すること。

また、被災者に代わり自治体が応急修理を行う制度であるが、災害時の市町村の負担軽減や、被災者の利便性の向上が図られるよう、被災者が応急修理を発注し、支払いを行った場合でも、支援の対象とできるようにすること。

（2）被災者生活再建支援法の制度改正について

被災者生活再建支援法の適用にあたっては、市町村の区域にとらわれるこ
となく、同一災害の被災者が等しく支援を受けられるよう適用基準を緩和す
ること。

また、支援金の支給にあたっては、近年における住宅建設費用等の増加を
踏まえて限度額を引き上げるとともに、支援金の支給対象となる被災世帯を
半壊世帯まで拡大すること。

これらの財源を確保するため、被災者生活再建支援基金への国庫補助の拡
充を図ること。

2 被災中小商工業者に対する復興支援制度の充実について

今回の災害を踏まえ、自然災害により被災した中小商工業者が、事業を再開
し、継続していくよう、事業用施設若しくは設備の復旧に要する経費や、事
業再開後の販路の維持・拡大に要する経費に対する補助金の創設など、支援制
度の充実を図ること。

3 鬼怒川緊急対策プロジェクトの推進について

（1）鬼怒川のハード対策の推進

再び関東・東北豪雨と同等の大雨が起きた場合にも災害の発生を防止す
るため、国が実施する鬼怒川の堤防整備や河道掘削等のハード対策を着実に
実施すること。

併せて、鬼怒川本川と田川等の支川との合流部においても、水門設置等に
よる必要な対策を講ずること。

（2）住民の主体的な避難を促すソフト対策の推進

大規模な水害に対し、住民の逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行
動のための取組を流域の市町等と一体となり、住民目線のソフト対策を速や
かに実施するための措置を講ずること。

（3）国、県、市町等との連携強化

効果的・効率的な治水対策を実施するため、国、県、市町等との連携強化
を図ること。

地方分権改革の推進について

＜提案・要望先＞ 内閣府、総務省

＜提案・要望内容＞

眞の分権型社会を構築していくためには、国は外交・防衛など国家としての存立に関するものや、基幹的なインフラ整備、最先端の研究開発、さらには食料や医療など、国家戦略が必要な役割に専念し、その他の内政に関しては、広く地方が担うことを基本とすべきであります。その際、地方公共団体が権限と責任を大幅に拡大することにより、住民に身近なところで政策や税金の使途の決定を行い、住民の意向を反映した行政運営を可能とするような行財政制度を構築する必要があります。

政府は、地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、国と地方の協議の場に関する法律や累次にわたる一括法を成立させるとともに、「提案募集方式」を導入するなど地方分権改革を進めております。

しかしながら、これまでの政府の取組は、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性・自立性を高めるという地方分権改革の見地からすれば、未だ不十分であると言わざるを得ません。今後、さらなる改革の実現に向け、強いリーダーシップのもと、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきであります。

景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いているとされております。しかし、住民生活を守り、地域の活性化を担う地方財政は、三位一体改革による地方交付税の削減や社会保障関係費等の増加により依然として厳しい状況にあり、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠であります。

つきましては、眞の分権型社会の構築に向け、下記事項についてその実現を強く要望いたします。

記

1 事務・権限の移譲については、これまで地方が強く求めてきたハローワークや農地転用などに係る事務・権限の移譲に更に積極的に取り組むとともに、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を確保できるようにすること。

義務付け・枠付けの見直しについては、地方の裁量を許さない「従うべき基準」について、廃止または「参酌すべき基準」へ移行するとともに、今後の見直しに当たっても、新たな「従うべき基準」の設定は原則行わないこと。

「提案募集方式」については、所管府省と十分に調整を行い、提案をできる限り実現すること。

2 地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮され、地方公共団体が安定的な行政サービスを提供できるよう総額の確保を図るとともに、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

また、引き続き増加する社会保障関係費や地域の活性化の取組など、地方の行政需要を的確に把握し、今後の地方財政計画に計上するとともに、持続可能な交付税制度の確立を図るため、地方財源不足の解消は、更なる地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより対応することとし、臨時財政対策債は廃止すること。

臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累積していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

なお、廃止までの間、臨時財政対策債発行可能額の算定においては、過度な傾斜配分にならないようにすること。

さらに、平成28年度地方財政対策では、歳出特別枠について実質的に前年度水準が確保されたが、地方歳出は、歳出特別枠を含めてもピーク時に比べ減少しており、高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や人口減少・少子化への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、引き続き、実質的に同水準の歳出特別枠を確保し、地方歳出の一方的な削減は行わないこと。

また、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを基準財政需要額の算定に反映する取組（トップランナー方式）が導入されたが、地方の財政力や行政コストの差は、人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の要素によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことを十分留意するとともに、地方交付税の性格及び機能を踏まえ、国による政策誘導とならないようにすること。

3 消費税及び地方消費税率の引上げが平成31年10月に再延期されることとなったが、その間地方が社会保障の充実に向け取り組むための必要な財源は国が確実に措置すること。また、今後増大する社会保障関係費の安定的な財源を確保し、社会保障全体を持続可能なものとするため、10%への引上げの際には、地方への安定した財源配分を確実に行うこと。なお、軽減税率制度を導入する際には、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確実に確保すること。また、社会保障制度改革の推進に当たっては、「国と地方の協議の場」などにおいて地方と真摯な議論を行い、地方の意見を十分に反映させること。

併せて、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図るために、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国からの税源移譲を速やかに進めること。

4 現行の自動車税は、本県税収の約13%を占め、経済情勢に左右されにくい安定的で貴重な財源である。平成29年度税制改正において、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずるとされたが、自動車税の見直しは、地方財政への影響が極めて大きく、安定的な代替財源を確保することなく都道府県にとって貴重な自主財源を見直すことは容認できない。地方の自主財源の確保に十分配慮し、現行の自動車税を堅持すること。

また、自動車取得税について、消費税率引き上げ時期の再延期に伴い、廃止時期が平成31年10月に延期されることとなったが、地方公共団体に減収が生じることのないよう、その廃止と同時に、国の責任において環境性能割で確保できない減収分について地方財政計画において確実に措置するなど安定的な代替財源を確実に確保すること。

平成 28 年度与党税制改正大綱で森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保については、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討するとされたところであるが、検討に当たっては、地方の意見を取り入れながら、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理するとともに、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係を調整した上で、地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

5 法人実効税率の引下げについては、平成 28 年度与党税制改正大綱において、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保しつつ、平成 27 年度に着手した成長志向の法人税改革を更に大胆に推進し、平成 30 年度には 29.74%まで引き下げるのこととされたが、今後の税率引下げの実施に当たっては、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないよう地方税財源を確保すること。

なお、今後、法人税改革を継続する中で、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行うこととされたが、地域経済への影響も踏まえて、引き続き、中小法人への負担に配慮し慎重に検討すること。

6 法人事業税の分割基準の見直しにあたっては、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、製造業において、事業活動の大きさを反映する指標として物的要素である有形固定資産等（土地を除く）をベースにしたもの導入するなど、より客觀性のある指標とすることを基本とすること。

また、太陽光発電施設について、建設時や発電時において立地する都道府県から行政サービスを享受しているものであるから、本県内に人員を有する事務所等を置いていない場合においても分割基準の適用対象に加えること。

7 償却資産に係る固定資産税は、資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目し、税負担を求めるものであり、市町村が必要な行政サービスを行うため、安定的に確保すべき重要な財源であることから、現行制度を引き続き堅持すること。

なお、平成 28 年度税制改正において創設された固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、期間の延長及び対象設備の拡充は行わないこと。

8 ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、その収税の 7 割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっても貴重な財源となっていることを踏まえ、現行制度を堅持すること。

9 国庫補助負担金改革は、地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、本格的な税源移譲に向けた議論を後退させないこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続きの簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、事業の着実な実施のために必要な予算の確保を行うこと。

10 直轄事業負担金については、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方公共団体に対して個別に財政負担を課すものであり、地方分権の観点から極めて不合理な制度であることから、地方分権改革推進委員会の「国直轄事業負担金に関する意見」（平成21年4月24日）等を踏まえ、具体的な検討を早急に進め、制度の廃止時期を明確にするとともに、廃止に向けた取組を確実に進めること。

なお、直轄事業負担金の廃止に際しては、必要な社会資本の整備に遅れが生じることのないようにすること。

地方創生の推進について

＜提案・要望先＞ 内閣府

＜提案・要望の内容＞

地方において、人口減少・少子化の流れに歯止めをかけ、地方創生を推進するためには、幅広い分野での思い切った政策の展開が不可欠であり、そのためには国による継続的な財政支援や人的支援、大胆な規制改革の実現等が求められています。

国におきましては、地方創生に向けた多様な支援策について、「地方創生版・三本の矢」として「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015 改訂版)」に位置付け、地方への支援に取り組むこととしております。

財政支援については、地域の実情に応じ資金を効果的に活用できるものとし、起業や企業支援による働く場の確保、観光や農林水産業の振興、地方への人材還流、少子化対策、女性の活躍促進など、地方創生・人口減少の克服のための幅広い事業等に活用できるよう必要な財源を確保すべきであります。

人的支援については、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員等を市町村長の補佐役として派遣する地方創生人材支援制度が有効であることから、地方版総合戦略の本格的な実施にあたり、新たな自治体からの要望についても積極的に対応すべきであります。

さらに、国家戦略特区における新たな地方創生特区の指定にあたっては、地方の創意工夫による地方創生の取組を推進するための制度として、地方からの提案を大いに採用すべきであります。

一方、地方創生を実現するためには、国が自ら果たすべき役割は極めて大きいものです。東京の一極集中の是正や地方における若者の定着などについては、長期的視点に立って、不退転の決意で取り組むべきであると考えます。

以上の状況を踏まえ、今後の地方創生施策の展開にあたり、下記の事項について要望いたします。

記

1 地方創生は、「戦略策定」から本格的な「事業展開」に取り組む段階となっていることから、地方創生の実現に向けて地方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、平成27年度から地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。

また、今年度創設された地方創生推進交付金については、地方が使いやすいものとなるよう、地方の意見を十分踏まえながら、より一層要件を緩和するとともに、規模を拡充すること。

加えて、平成 28 年度第二次補正予算で創設された地方創生拠点整備交付金については、運用にあたり地方の事情を十分配慮するとともに、地方創生の推進に有効であることから、複数年にわたる地域再生計画に基づく拠点づくりなどの施設整備等を実施できるよう、同様の取組を継続すること。

- 2 地域経済を活性化し、地方創生を図っていくためには、地方の創意工夫や実情に応じた取組の障害となる規制を改革していく必要があることから、国家戦略特区における新たな地方創生特区の指定にあたっては、地方からの提案を積極的に採用すること。
- 3 政府関係機関の地方移転の実施にあたっては、「政府関係機関移転基本方針」に基づき進めることとされているが、つくばに集積した科学技術は、我が国全体会の貴重な財産として断固堅持すべきであり、具体的な検討にあたっては、本県における地方創生の実現を妨げ、我が国の科学技術力を低下させることがないようにすること。
- 4 若者をはじめとする地方への人の流れを促進し、流出を抑制するため、本社機能の地方移転を促進するとともに、交通、医療、情報通信等の住環境の整備などを強力に支援すること。また、大学等の高等教育機関の地方移転を進めるとともに、大学等と自治体・企業・NPO等が連携して行う地域を志向する意識の醸成、就労支援、新たな雇用の創出などの取組を強力に支援すること。

また、例えば、平成 26 年の公務員の地域手当の見直しのような、かえって東京への人口集中を促すようなことがないようにすること。

未来を担うたくましい人づくりについて

＜提案・要望先＞ 文部科学省

＜提案・要望内容＞

グローバル化が進展し、新しい知識や情報・技術が飛躍的に重要性を増す中、知識基盤社会を牽引する人材の育成は、我が国の最重要課題の一つとなっております。また、物的資源の乏しい我が国にとって、人材こそが最大の資源であります。

一方で、近年、若者の内向き志向や理科離れなどが指摘されており、今後、我が国が成長を持続していくためには、科学技術の発展をリードし、国際社会で活躍できる人材の育成が求められており、子どもたちに対して、基礎学力の向上や、豊かでたくましい心とともに、健やかな体を育成することが求められています。

また、今後、外国語によるコミュニケーション能力の育成や、小さい頃から自然や科学の事象に親しませる取組とともに、科学技術を分かりやすく伝える人材の育成や活用を推進していくことが重要です。

さらに、いじめや不登校・問題行動、発達障害など特別な配慮が必要な児童生徒に対するための取組の充実や体罰による不適切な指導の改善、親子の育ちを応援する家庭教育の充実が喫緊の課題となっております。

併せて、平成25年に閣議決定された「教育振興基本計画」では、「O E C D 諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、計画に掲げる成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要である。」と、教育投資の確保の必要性について言及しております。

本県におきましては、教育を県政の重要な課題としてとらえ、様々な施策を積極的に推進しているところでありますが、国におきましても、教育施策の一層の充実を図るため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 「第2期教育振興基本計画」で示された成果目標の達成並びに基本施策の実施のため、教育予算の増額を図ること。

- 2 小学校及び義務教育学校前期課程（以下「小学校等」という。）の2学年以上の学級編制の標準を35人以下へ引き下げる新たな定数改善計画を策定すること。また、小学校等における専科指導やチーム学校の推進のための加配及び外国人児童生徒への日本語指導や発達障害等のある児童生徒に対する特別な教育的支援をするための小・中学校及び義務教育学校（以下「小・中学校等」という。）への加配など、加配定数の充実についても配慮すること。
- 3 現代的な健康課題に対応するため、学校保健、学校給食、食育の充実により、子供の心身の健康の保持増進を図る必要があることから、養護教諭及び栄養教諭等の定数改善を推進すること。
- 4 理科教育に関する高い専門性と教育者としての資質能力を兼ね備えた優れた人材を確保するため、大学における理科教員養成の充実を図ること。また、観察・実験に関する施策の充実や教員研修の創設など、小・中学校等の理科教育に関する施策を推進すること。
さらに、高校教育については、スーパーイエンスハイスクール事業等を継続するとともに、事業の成果を広く普及させるための方策を講ずること。
- 5 今後的小学校等における英語教育の拡充を見据え、専門性を有する優れた人材を確保するため、英語教員養成の充実を図るとともに、外国語活動の授業の質の向上を図るための加配など、指導体制の充実を図ること。
さらに、国際教育を充実させるため、スーパーグローバルハイスクール事業の継続・拡充を図ること。
- 6 学習指導要領において、小・中学校等の道徳が特別の教科として位置付けられたことを踏まえ、地域の中核となる教員を計画的に配置するなど、教員の指導力向上に向けた体制づくりを推進すること。
さらに、高等学校における道徳教育についても、小・中学校等の教科化を踏まえ、発展・充実を図ること。
- 7 生徒一人1台の情報端末やデジタル教科書等のICTを活用した教育の効果や指導法について、高等学校へも広く普及させるための方策を講ずること。
- 8 学校におけるいじめ問題等へ適切に対応するため、教職員の加配措置の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等活用事業及び震災対応の緊急スクールカウンセラー等活用事業の拡充を図ること。
- 9 学校現場から体罰を一掃するために、体罰によらない指導に関する調査研究を

実施し、その成果の普及を図るための研修などを行い、教員が萎縮することなく、毅然とした指導ができる体制を確立すること。

10 若年層の保護者等に対し、スマートフォン等に対応したより簡便にアクセスできる情報提供や関係機関との連携による訪問型家庭教育支援体制の拡充など、しつけを含めた家庭教育のさらなる充実を図るための方策を講ずること。

11 公職選挙法が改正され、高校生も有権者になることから、生徒に政治参加の重要性や意義を考えさせ、政治に参加する態度を育むことができるよう、政治的教養の教育の充実を図ること。

12 公立文教施設における耐震化、老朽化、防災機能強化、環境改善などの整備について、予算の不足による事業採択見送りによって、自治体に著しい支障を生じさせることがないよう、十分な予算の確保を図ること。

さらに、非構造部材などの耐震化や長寿命化関連事業の推進を図るために財政的支援を拡充すること。

小・中学校及び義務教育学校の適正配置について

＜提案・要望先＞ 文部科学省、総務省

＜提案・要望内容＞

急激な少子化の進行に伴い、県内の小・中学校及び義務教育学校（以下「小・中学校等」という。）では小規模校が増加し、児童生徒が切磋琢磨することや社会性などを育成することが難しい状況にあります。そのため、学校の適正規模・適正配置を進め、児童生徒の教育環境の改善を行うことが課題となっております。

また、地方財政が厳しい中で、学校の小規模化により児童生徒一人当たりの財政負担が大きくなっているため、効率的な学校運営が求められております。

このため、本県におきましては、公立小・中学校等の適正規模について指針を策定するとともに、統合した学校への教職員の加配や遠距離通学対策事業費への補助などを行い、市町村における取組を支援・助言しているところであります。国におきましても、小・中学校等の規模の適正化を一層促進するよう、下記事項について要望いたします。

記

適正規模・適正配置に取り組む市町村に対するさらなる積極的な支援策を講ずること。特に、次の取組を推進すること。

- (1) 地方交付税の算定基準の特例などについて、立法化を含め抜本的な措置を講じること。
- (2) 学校統合に伴い校舎等の新增築を行う際の補助制度について、さらなる拡充を図っていくこと。
- (3) 学校統合に伴う教職員の大幅な減少による児童生徒や保護者の不安を解消するため、学校統合の支援のための教職員の加配措置のさらなる拡充を図っていくこと。
- (4) 学校統合に伴い、児童生徒の遠距離通学の不便を緩和するために、地方公共団体が負担する経費に対する十分な財源措置を講ずること。
- (5) 学校統合により廃校となった学校跡地の有効活用を図るため、施設の転用等に伴う改修・撤去等に係る補助制度を拡充すること。

国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の 開催に向けた財政支援等について

＜提案・要望先＞ 文部科学省、国土交通省

＜提案・要望内容＞

国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の運営経費につきましては、その一部が国庫補助金として開催年度に交付されておりますが、経費のほとんどは開催地都道府県が負担している現状にあります。

また、競技会場となる施設の整備につきましても、国からの財政支援措置として交付金制度があるものの、予算枠が十分確保されていないことから、開催地都道府県や市町村にとって、両大会の開催経費が大きな財政的負担となっております。

さらには、「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」に基づいて、新たに導入される競技の開催につきましても、競技力の向上や運営体制の確保が大きな課題となっております。

このような中、県民総参加の大会を実現し、「いばらきの魅力」を全国に発信するためには、下記事項について特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 国民体育大会の開催地都道府県や市町村の大きな負担となっている開催経費等については、地方スポーツ振興費補助金や社会资本整備総合交付金等の十分な予算の確保など、財政的支援を充実させることにより、開催地都道府県及び競技会場となる市町村の財政負担を軽減すること。
- 2 全国障害者スポーツ大会の開催経費については、地方スポーツ振興費補助金の十分な予算の確保など、財政的支援を充実させることにより、開催地都道府県の財政負担を軽減すること。
- 3 「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」により、新たに導入される競技・種目・種別の開催についても、新たな負担が生じることがないよう財政的支援等十分な対策を講ずること。

大強度陽子加速器施設「J-PARC」の整備推進等について

＜提案・要望先＞

内閣府、財務省、文部科学省、日本原子力研究開発機構、量子科学技術研究機構、原子力規制庁

＜提案・要望内容＞

本県にはつくば、東海、日立、鹿島地域など、広範な分野にわたる世界的な研究機関や原子力関連研究施設、電気機器・機械産業、素材産業が集積しており、トップレベルの最先端科学、基礎科学、産業応用技術、生産技術など、他に例をみない知識資源の集積を有していることから、先端知の融合による多様な新産業を創出するポテンシャルの極めて高い地域であります。

このような中、本県では、世界最高性能を誇る大強度陽子加速器施設（J-PARC）を核とした、世界をリードする研究開発を促進するとともに、その研究成果を活用した新事業・新産業の創出に力を入れているところです。

今後、ナノテクやバイオなどの先端科学分野で、新たな科学技術の開発や新しい産業の創造などの要請に応えていくためには、安全管理体制の一層の改善に向けた不断の取組を継続し、J-PARCの安全で安定的な運転を確保するとともに、本県に集積する知識資源との一体化を図り、一大先端産業地域を形成していくこと、さらに次世代エネルギーの確保という観点から核融合研究及び高温ガス炉研究の促進も大変重要であることから、下記事項について特段の御配慮を願います。

記

1 J-PARCにおける施設の安全が不斷に確保されるよう、高エネルギー加速器研究機構及び日本原子力研究開発機構に対し、適切に指導・監督を行うこと。併せてJ-PARCの研究目標やその成果、さらには国際的な研究拠点として期待される役割などについて、国が主体的に国民に情報発信するなどして、J-PARCに対する国民や県民の理解促進に努めること。

2 J-PARCが有する世界最高水準の性能を十分に發揮させるためには、今後、ビーム出力の増強やビームラインの高度化等を着実に進めていくことが重要であることから、J-PARCの整備等に係る予算を確実に確保すること。

また、J-PARC計画の第二期に位置付けられている核変換実験施設での研究は、高レベル放射性廃棄物の管理期間を大幅に短縮する技術開発につながるものであることから、所要の財源措置を行い、早期に施設整備に着手すること。

- 3 産業界による円滑な施設利用と研究開発を促進するため、J-PARCのビーム利用料金の低廉化を図るとともに、研究開発を支援するスタッフの充実を図ること。また、J-PARCの安定的な運転を継続できるようにするとともに、所期性能である1MW運転の早期実現を図ること。
- 4 中性子線などの量子線科学分野において指導的役割を担う人材の育成を通じて、J-PARCを活用した革新的な研究成果の創出を加速するため、本年4月に新設した茨城大学大学院理工学研究科量子線科学専攻の組織整備等に必要な予算を確保し、教育・研究機能の充実を図ること。
- 5 那珂核融合研究所については、本年4月に発足した「国立研究開発法人量子科学技術研究機構」に統合・移管されたところであるが、核融合研究の長年の実績を活かし、ITER計画を補完・支援するために必要な臨界プラズマ試験装置（JT-60）の超伝導化改修を早期に終了し、JT-60SAを稼動させるため、引き続き予算を確実に確保するとともに、組織再編の効果を最大限に發揮し、大学・産業界との連携強化や核融合研究拠点としての研究基盤の充実を図ること。
- 6 大洗研究開発センターにおける高温ガス炉（HTTR）については、優れた安全性を有するとともに、その高温熱を利用した発電に加えCO₂フリー水素の製造が期待されていることから、水素社会の実現に向けた取組を加速させるため、必要な予算を確保するなどその試験研究の推進を図ること。

知的対流拠点としての「世界のつくば」にふさわしい まちづくりについて

＜提案・要望先＞

内閣府、財務省、国土交通省、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、農林水産省、(独)都市再生機構

＜提案・要望内容＞

人口減少時代を迎えた我が国において、科学技術は持続的な成長を遂げるための生命線と言われており、これからは、科学技術でイノベーションを起こすことが極めて重要です。

このような中、我が国を代表する高水準の研究・教育機能が集積する筑波研究学園都市について、その機能を更に充実させ、中部や関西との広域的で新たな知識活動の連携を深め、ナレッジ・リンク(知の集積)の具体化につながるスーパー・メガリージョンを牽引するイノベーション拠点として形成することが重要です。

また、G7茨城・つくば科学技術大臣会合が開催され、世界から注目されている今、つくばのポテンシャルや知財を最大限に活かした外国企業の研究開発拠点の設立や海外からの投資及びベンチャー企業によるイノベーション創造型の対日直接投資の拡大を図る絶好の時機であります。

つきましては、筑波研究学園都市が、多彩で多様な知識が融合し、創造性が発揮できるよう、研究機能の向上をはじめ、T X沿線ならではの暮らし方「つくばスタイル」が実現できる魅力的なまちづくりを進め、日本の発展に寄与する知的対流拠点として形成が図られるよう、下記事項について特段の御配慮を願います。

記

1 筑波研究学園都市が国際研究開発拠点としての機能を発揮できるよう、研究環境及び都市環境の整備を推進すること。特に、次の取組を推進すること。

(1) つくばの科学技術の集積を活用し、ロボットの実用化や次世代がん治療B N C Tの開発実用化、藻類バイオマスエネルギーの実用化に取り組み、ライフイノベーション・グリーンイノベーション分野の新事業・新産業の創出を通じて、我が国の成長・発展に貢献する「つくば国際戦略総合特区」の取組や、医療・先進技術シーズを用いてつくばから次々と自律的にイノベーションを創出する「つくばイノベーション・エコシステム」構築の取組について積極的に支援すること。

(2) G7茨城・つくば科学技術大臣会合を契機として、世界最先端の科学技術が集積する「つくば」を世界に発信し、国際研究開発拠点としての機能強化及び国際競争力の向上を図るため、国際会議をはじめとするMICEのつくば市への誘致・開催を支援するとともに、海外からの企業の地域統括拠点や研究開発型企業等の進出を促進するため、これらの企業に対する優遇税制や財政支援策を拡充すること。

(3) 都市機能の強化を図るため、TX沿線地域ならではの暮らし方「つくばスタイル」が実現できるまちづくりや、世界中の優れた研究者やその家族が安心・快適に暮らせる生活環境の整備等に必要な社会資本整備総合交付金等の予算を確保すること。

2 東京の一極集中の是正などを目的とした「地方創生」に大きな効果が期待できる、つくばエクスプレス沿線地域において推進している宅鉄法（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法）に基づく土地区画整理事業及び関連する道路・下水道などの公共施設整備に関し、事業計画期間内に確実に事業が完了するよう、必要な予算を確保すること。

(1) 社会資本整備総合交付金の確保

(2) 防災安全交付金の確保

鹿島臨海工業地帯の強靭化及び競争力強化について

＜提案・要望先＞ 経済産業省

＜提案・要望内容＞

鹿島臨海工業地帯は、鉄鋼、石油化学などの基礎素材産業が集積し、本県の製造品出荷額等の約2割を占めるなど重要な産業拠点となっております。

先の東日本大震災では、工場や専用埠頭の損傷、地盤の液状化・地盤隆起などにより、企業は長期の操業停止を強いられたことから、工場やプラント、パイプラインの耐震化、津波対策などが課題となっております。

また、操業から40年以上が経過し、老朽化対策として生産設備等の補修や更新も喫緊の課題となっております。

さらに、我が国の基礎素材産業は、経済のグローバル化の進展や各国での大型プラント建設などにより、国際的な競争が激化し、国内では東南アジア・中国等への工場移転による空洞化や事業拠点の再編・集約化が進んでおり、鹿島臨海工業地帯においても工場の撤退や事業縮小など厳しい状況にあります。

このようなことから、本県においては、平成28年3月、鹿島臨海工業地帯において企業・行政が取り組むべき指針となる「鹿島臨海工業地帯競争力強化プラン」を策定したところであります。

今後も、鹿島臨海工業地帯が我が国経済を支える産業拠点として発展していくため、企業と国・自治体が一体となって、産業基盤の強靭化と一層の競争力強化に取り組むことが重要であります。

このため、下記事項について特段の御配慮を願います。

記

- 1 企業が行う地震・津波対策への財政支援等を図ること。
- 2 コンビナートの高度化や老朽化プラントの更新、副生成物の利活用等、国際競争力強化への投資に対する財政・税制上の支援を強化すること。また、電気料金の低廉化に向けた取組を進めること。

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定について

＜提案・要望先＞ 内閣府、農林水産省、経済産業省

＜提案・要望内容＞

ＴＰＰ協定については、国会において承認案等の審議がされているところですが、現時点において、合意内容に対する情報開示や説明が不十分であり、国民や関係団体等が不安を払拭できない状況が続いています。

つきましては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

- 1 ＴＰＰ協定は、農林水産業をはじめ医療や金融、建設業など様々な分野への影響が懸念されることから、合意内容並びに経済活動及び国民生活に与える影響について、国民や関係団体、地方公共団体等に対し、徹底した情報開示と丁寧な説明を行い、国民の懸念や不安の払拭を図ること。
- 2 特に農林水産分野については、重要5品目をはじめとする農林水産物の関税が、広範囲に削減または撤廃されることから、国内農林水産業全般への影響が懸念される。このため、今後とも農林水産業が持続的に発展していくよう、平成28年秋を目途に政策の具体的な内容を詰めるとしている、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略も含め、「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」に基づき、国の責任において、万全の対策を講じること。

新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進について

＜提案・要望先＞ 農林水産省

＜提案・要望内容＞

農山漁村は、国民に食料を安定的に供給するとともに、美しく豊かな自然や国土を守り、日本の伝統文化を育むなど、多面的機能を発揮しているところであります。一方で、農林漁業従事者の高齢化、耕作放棄地の増大などの問題が深刻化しています。

こうした中、国は平成25年12月に、農林水産業を産業として強くしていく政策と、国土保全といった多面的機能を発揮するための政策を車の両輪とした「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定し、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指し政策を展開するとしており、このプランで示された基本方向を踏まえ、平成27年3月に「食料・農業・農村基本計画」が見直され閣議決定されました。

若者たちが希望持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を実現するためにも食料・農業・農村基本計画に関する施策を着実に推進することが重要であります。

つきましては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

1 農地中間管理事業については、制度の定着と一層の推進を図るため、現行制度を安定的に継続するとともに、十分な予算措置を講じ、地方に新たな財政負担を生じさせないこと。

2 経営所得安定対策については、施策の検証を十分行うとともに、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるようすること。特に飼料用米等の戦略作物に係わる対策については、戦略作物等への転換を行った地域において定着が図られるよう、安定的・継続的な制度とすること。

さらに、生産数量目標が配分されなくなる平成30年度以降は、地域において生産者等による主体的な生産数量の決定が求められこととなるが、これを実効性のあるものとするため、全国的な需給バランスの確保について、国において引き続き配慮すること。

また、米価は一定程度回復したものの、引き続き低い水準である現状を踏まえ、農業者が経営継続できるよう支援するとともに、今後の米価下落においても米の再

生産が可能となるような制度を構築すること。併せて、米の需給改善のため、米の消費拡大について効果的な対策を講ずること。

- 3 農業農村整備事業については、食料の安定供給と農業の持続的発展のため欠かすことのできない事業であり、計画的に事業を推進していくため、平成29年度の事業実施に必要な予算を確保すること。

DMO構築による観光地域づくり推進体制の強化に向けた支援の充実について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、観光庁

＜提案・要望の内容＞

継続的な訪日旅行プロモーションの実施、ビザの緩和、消費税免税制度の拡充などにより、近年、訪日外国人旅行者数は大幅に増加しております。

このような中、観光先進国の実現に向けて、観光の国際競争力を高め、観光を我が国の基幹産業とするためには、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた日本版DMOの形成が不可欠であります。

日本版DMOが観光地域づくりの舵取り役として活動するためには、地域に根ざして長期にわたり観光地域づくりの中核となる人材の育成・確保や戦略の実施に要する安定的かつ継続的な財源が必要ですが、日本版DMOの母体の多くが観光協会等となっており、それらの経営基盤は脆弱なものが多いため、財源の確保について、公的な支援が必要であります。

日本版DMOの形成と、継続的な発展を促進するため、下記の事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 日本版DMOとしての活動を確立するため、地域の観光産業を支える専門人材及びスタッフ人材の長期的な育成や確保・定着について、財政措置をはじめとする十分な支援を行うこと。
- 2 日本版DMOが策定した戦略に基づき実施する、地域資源の磨き上げや観光客の受入体制の整備等の各種の取組について、各省庁が連携し、財政措置をはじめとする十分な支援を行うこと。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた支援について

＜提案・要望先＞ 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、観光庁

＜提案・要望内容＞

平成23年3月に発生した東日本大震災では、本県でも被害額は約2兆5千億円に達し、住宅被害が21万棟に及ぶなど、甚大な被害を受けております。さらに、本県では、原発事故による農林水産物や観光に対する風評被害などが未だ大きく残っており、この5年間で人口が6万人減少するなど大変厳しい状況が続いております。

このような中、東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、我が国に活力をもたらし、日本の素晴らしさや東日本大震災からの復興を世界にアピールする絶好の機会であり、震災からの復旧、復興を目指す本県にとりましても、前年に開催される国民体育大会と併せて、県内のスポーツの振興、国際交流、地方創生などの面で、非常に大きな意味を持つものと考えております。

つきましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催効果を本県内に確実に波及させ、オリンピック・パラリンピックを契機とした地域づくりを推進していくためにも、下記の事項について要望いたします。

記

- 1 本県は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の中で最も東京に近いので、世界の人々に日本のめざましい復興の現状を見てもらうためにも、本県へのキャンプ地誘致やホストタウンの登録、本県産品の大会での活用などについて、支援を行うこと。
- 2 大会の開催に当たっては、パラリンピック競技関係者や観戦者による生活支援ロボット（例えばHAL）の体験の場を設けるなど、我が国の優れた科学技術を世界に向けて発信する機会を設けること。

広域連携（F I T）による県北地域の振興について

＜提案・要望先＞　　復興庁、総務省、国土交通省、観光庁、内閣府

＜提案・要望内容＞

県北地域（日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町）は、人口減少や少子高齢化が急速に進展していることに加え、震災や風評被害の影響等により地域活力の低下が懸念されている状況にあります。

このため、県北地域の振興を県政の最重要課題の一つとして位置付け、県北地域活性化方策（H26-H30）を策定し、定住人口の確保、交流人口の拡大、生活環境基盤の充実を図るため、各種施策を強力に推進しているところです。

また、この地域は、国の新たな首都圏広域地方計画（H28年3月策定）に位置づけられた「F I T広域対流圏の強化プロジェクト」の対象地域であり、県境を越えた広域連携により、交通・産業・文化・観光など様々な分野において振興を図り、広域対流圏として更なる発展を目指すこととされております。

つきましては、下記事項について特段の御配慮を願います。

記

- 1 茨城、福島間の緊急輸送道路としての役割を担う勿来バイパスをはじめとする国道6号バイパス等の早期供用に向けた整備を着実に推進すること。
- 2 中山間地域の振興、広域観光交流の促進に資する道路交通網の整備に必要な予算を十分に確保し、その促進を図ること。
- 3 東北地方から本県への鉄道アクセスを確保するため、JR常磐線の早期全線復旧を図ること。
- 4 地域資源を活かした広域的な観光ツアーや大規模なイベントなど、観光の復興と交流人口の拡大を図るための取組に必要な予算を確保し、その促進を図ること。
- 5 移住・二地域居住を推進するため、「移住・交流情報ガーデン」の強化等、移住希望者に対する関連情報の提供や相談支援の充実に努めること。

高規格幹線道路ネットワークの早期構築等について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、東日本高速道路（株）、財務省

＜提案・要望内容＞

東日本大震災により甚大な被害を受けた本県においては、現在、復旧・復興とともに、災害に強い県土づくりに取り組んでおります。

震災からの復興を着実に成し遂げ、本県をさらなる発展の軌道に乗せていくには、震災の教訓を踏まえ、今後発生が危惧される首都直下地震などの大規模災害に備え、圏央道や東関道の早期完成をはじめとする、災害に強い道路ネットワークの構築が急務であります。

また、本県の高規格幹線道路は、茨城空港や茨城港、鹿島港といった国際拠点間の連結による広域的な連携の強化、沿線への企業立地が進展することによる産業の振興、観光客回復に向けた観光ルートの構築など、大震災からの復興を支える極めて重要な基盤施設であります。

このようなことから、下記事項を実施するよう要望します。

記

首都圏中央連絡自動車道や東関東自動車道水戸線は、我が国の国際競争力や地域の経済・産業力の強化に寄与するとともに、災害時には緊急輸送路として大きな役割を担う大変重要な道路である。また、平成31年には茨城国体、全国障害者スポーツ大会が、平成32年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が予定されている。このことから一日も早い全線開通を図り、高規格幹線道路ネットワーク全体の早期完成に向け整備を推進すること。

1 首都圏中央連絡自動車道の境古河IC～つくば中央IC間にについて、国と東日本高速道路（株）が強力に連携し、平成28年度内にできるだけ早い時期に開通できるよう速やかに工事を進めること。

また、今年度の県内全線開通に引き続いて、速やかに4車線化工事に着手し、一日も早い完成に向け整備を推進すること。

なお、4車線化工事にあたっては、有料道路事業の割合をできる限り大きくすること。

2 東関東自動車道水戸線について、一日も早い全線開通を図ること。

（1）（仮称）鉾田IC～茨城空港北IC間にについては、土地収用法手続きを迅速に

進めながら未買収地の早急な取得を図るとともに、平成 29 年度のできるだけ早い時期に開通できるよう速やかに工事を進めること。

- (2) 潮来 IC～（仮称）鉢田 IC 間について、未買収地の早急な取得を図りつつ、用地が取得できた箇所から速やかに工事を実施すること。また、一日も早い全線開通に向け、十分な予算の確保と有料道路事業導入による整備を推進すること。
 - (3) 利用者の利便性向上と併せ地域振興にも寄与する休憩施設の設置を検討すること。
- 3 高速道路を補完する直轄国道などの整備を推進すること。
特に、首都圏中央連絡自動車道のアクセス道路となる新 4 号国道については、全線 6 車線化に向け、整備を推進すること。
- 4 これらの社会资本整備に必要な公共事業費予算を確保すること。
- (1) 公共事業費全体枠の確保
 - (2) 社会資本整備総合交付金の確保
 - (3) 防災安全交付金の確保

都市鉄道ネットワークの強化について

＜提案・要望先＞ 国土交通省

＜提案・要望内容＞

本格的な少子高齢社会、人口減少時代の到来を迎えるにあたり、我が国の経済発展をリードしてきた首都圏では、国際競争力強化に向けた空港アクセスの改善や訪日外国人への対応など、より質の高い都市鉄道ネットワークの構築が求められております。

このような中、平成28年4月に交通政策審議会から答申があり、平成42年頃を念頭に置いた都市鉄道のあり方が示され、つくばエクスプレスについては、東京までの延伸に加え、都心部・臨海地域地下鉄構想との一体整備が明記されるとともに、東京8号線（地下鉄8号線）については、首都直下地震や南海トラフ巨大地震などに備えた、首都東京のバックアップ機能の観点からのアクセス改善策として、本県県西地域への延伸に関する記述が初めて盛り込まれました。

本県を始め、地元では、つくばエクスプレスの東京延伸を早期に実現し、つくばと東京都心、さらには中部圏や関西圏などを密接に結ぶことにより、広域的な交流を活発化させるとともに、防災・減災と一体化した成長・発展戦略を推し進める観点から、東京都心と本県県西・南部地域等とのアクセスを改善する道路・鉄道網を強化することが強く期待されております

つきましては、下記の内容について特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 我が国により一層の成長・発展の基盤を築く上で、つくばと東京都心、さらには中部圏や関西圏等を密接に結ぶ都市鉄道ネットワークの構築が極めて重要であることから、交通政策審議会の答申を踏まえ、つくばエクスプレスの東京延伸の早期実現に向けて、特段の支援を行うこと。
- 2 東京8号線（地下鉄8号線）について、東京の都市機能のバックアップの観点から県及び地元市町村とで、東京都心とのアクセス改善を検討しているところであるが、その前提となる押上からの延伸の早期実現に特段の支援を行うこと。

茨城空港について

<提案・要望先>

国土交通省、防衛省、財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省

<提案・要望の内容>

増大する航空需要に対応するとともに、陸・海・空の交通ネットワークを形成するため、茨城空港の活用促進及び関連公共事業の整備推進に向けて、下記事項について要望いたします。

記

首都圏の航空需要の増大及びその多様化に対応するためには、東京国際空港、成田国際空港だけでなく、東京に近く低コストで発着可能な茨城空港を活用することが極めて有効であることから、茨城空港ならではの優位性を持たせるなど首都圏第三の空港として機能分担を図ること。また、2020年の訪日外国人旅行者数の政府目標が4,000万人に引き上げられたことを踏まえ、茨城空港におけるゲートウェイ機能を強化し、首都圏空港として積極的な活用を図ること。

- (1) 茨城空港の着陸料及び航行援助施設利用料等の公租公課が、成田国際空港、東京国際空港に比べ、低廉となる制度の創設
- (2) 新規就航や増便に対する着陸料を軽減する措置の拡充
- (3) 今後のインバウンド需要の急激な増大やTPP協定により増加が見込まれる貨物需要等に対応するための空港施設機能強化への助成
- (4) 國際線の受入れ促進に向けた、CIQ機能の更なる強化
- (5) 民間航空機の運航に関する共用空港の弾力的運用
- (6) 空港アクセス改善のための道路等の整備推進

我が国の国際競争力を牽引する港湾の整備について

＜提案・要望先＞ 国土交通省

＜提案・要望内容＞

港湾は、我が国の経済活動や国民生活を支え、国際競争力の強化や安全で豊かなくらしの実現に欠かすことのできない極めて重要な社会基盤であります。

本県港湾の整備は、北関東自動車道や首都圏中央連絡自動車道などの道路網整備に伴い首都圏物流の合理的再編を促進し、東京湾岸地域への集中により生じる陸上・海上交通の混雑の緩和や、迅速で環境負荷の少ない物流の実現に有効であり、首都圏全体の経済発展においても重要な役割を担っております。

つきましては、国際競争力の強化のため、重要港湾である茨城港及び鹿島港について、下記の事項について要望いたします。

記

- 1 茨城港常陸那珂港区について、建設機械の取扱いに加え、完成自動車など新たな貨物需要に対応できるよう、中央ふ頭水深12m岸壁の早期整備を図ること。
また、港内静穏度を向上させるため防波堤の早期整備を図ること。
- 2 国際バルク戦略港湾である鹿島港について、港内の静穏度を向上させ、大型船舶が安全かつ安定的に入港できるよう、防波堤の早期整備及び航路水深の確保を図ること。
また、船舶の大型化に対応できるよう、外港地区における水深14m航路・泊地の早期整備を図ること。

日本の成長を支える国際政策の取組について

＜提案・要望先＞ 総務省、外務省、農林水産省、経済産業省、法務省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省、観光庁、防衛省

＜提案・要望内容＞

近年、アジア諸国・新興国が目覚ましい経済成長を遂げている一方、我が国では人口減少や少子高齢化、産業構造の変化、国内需要の低迷などの問題に直面しており、今後、国際社会において我が国の存在感をいかにして維持していくかが大きな課題であります。

そのためには、地域が世界の成長や活力を取り込むことにより発展し、我が国の成長の牽引役となっていくことが求められています。

また、訪日外国人が近年増加の一途をたどっている状況に鑑み、本県としましても国策に準じて訪日外国人の受入環境の整備を図ることが必要であります。

つきましては、下記の事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 海外から企業の地域統括拠点や研究開発型企業等の進出を促進するため、これらの企業に対する優遇税制や財政支援策を拡充するとともに、空港・港湾等の機能強化及び交通アクセスの利便性の向上、外国人の居住環境の整備などをより一層推進すること。
- 2 海外における農林水産物・食品等の販売促進活動や輸出環境の整備等に国をあげて取り組むとともに、県内への海外バイヤー招へいや県内での低コスト輸送実証実験等、国内で実施する取組についても国の財政支援の対象とすること。
- 3 農産物の輸出にあたって、検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件が設定されている品目で厳しい条件が課されているものについて、相手国への輸出解禁や輸出条件緩和を実現するため、ベトナムをはじめとする東南アジア諸国等と積極的に2国間協議を行うこと。
- 4 ムスリム人口の多い東南アジアへの輸出促進及びムスリム訪日客の受け入れの観点から、食品を中心としてハラール認証取得への需要・関心が高まっている。ハラール認証は国ごとに基準も異なるため、日本国内で認証を取得しても、必ずしも輸出先国の基準を満たさず、また、ムスリム訪日客を困惑させること

になるおそれがあるほか、ハラール認証取得ビジネスを巡って混乱も生じていることから、国として、ハラール認証取得を含むムスリム市場への対応に関する適切な対策を講じ、事業者が安心して、積極的に、事業に取り組める環境を整えること。

- 5 外国人観光客の訪日を促進するため、フィリピン、ベトナム、ミャンマーからの旅行者に対して、査証取得を免除すること。
- 6 労働力の減少が続く中、外国から優秀な人材を地域に呼び込み定着させるため、留学生の受け入れ拡大や就業支援制度の充実を図ること。また、介護の分野等での外国人材の活用を進めるため、業務特性やその質の確保、待遇・業務環境等の課題を踏まえ、必要に応じて、受け入れから育成、継続的な就業まで一貫した制度の確立も視野に入れるなど、実効性のある制度設計とすること。さらに農業分野については、国家戦略特区を活用して、外国人材の労働者としての受け入れの早期実現を図ること。

少子化対策の充実について

＜提案・要望先＞ 厚生労働省、内閣府、文部科学省

＜提案・要望内容＞

少子化が、子どもの健やかな成長への支障、若年労働力の減少や社会保障費用負担の増大など、将来の社会経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念されており、本県では「大好きいばらき次世代育成プラン」により総合的・計画的に少子化対策に取り組んでいるところです。

少子化対策を着実に推進し、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえるため、結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援の充実等について、下記のとおり要望いたします。

記

結婚、妊娠・出産、子育て支援は、将来にわたって我が国が活力を維持していくための、最重要課題であり、地方創生の要であることから、国が主体となって、結婚や子育てを後押しする経済的支援を実施するとともに、ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働環境の整備に一層取り組むこと。

(1) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を充実させるため、地域少子化対策重点推進交付金について、妊娠・出産・子育て支援に係る取組を対象事業に加えること。

また、地域の実情に応じた取組を継続・強化して実施するため、さらなる財政措置の拡大と運用の弾力化を図ること。

(2) 未婚化・晩婚化・晩産化などに対応するため、国として結婚や子育ての素晴らしさを伝えるための機運醸成や、若者が結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを構築できるような取組を積極的に進めること。

(3) 十分な不妊治療が受けられるよう、助成内容のさらなる拡充とともに、今後、医療保険適用化による経済的負担の軽減を図ること。

(4) 乳幼児医療費の公費負担制度を創設すること。併せて、妊産婦、乳幼児、ひとり親家庭及び重度心身障害児等に対し、地方公共団体が「現物

給付」による公費負担を行った場合、国民健康保険制度において、療養給付費負担金を減額する措置については、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」での議論を踏まえて、早急に見直しを行い撤廃すること。

(5) 保育料の無償化などをはじめとした子育てにかかる親の経済的負担の軽減を図り、夫婦が理想とする子どもの数を実現できるよう、子育て世帯への財政的支援を図ること。

(6) 子ども・子育て支援新制度の円滑な施行と定着促進を図るため、施設整備や保育サービスの提供などの「量の拡充」及び職員の処遇や配置基準の見直しを通じた「質の改善」を図るため、国が責任を持って必要な額を確保するとともに、必要な人材の確保についても十分な措置を講ずること。

また、地方に過大な負担を求めることとなる「教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付」の地方単独費用部分の経過措置については、速やかに廃止すること。

(7) 施設型給付の単価は国家公務員の地域手当の区分に準じ設定されており、その設定に伴い給与水準も高くなる東京に地方の保育士が流出しているとの指摘がある。施設型給付の単価の設定方法の見直しなど、「東京一極集中」を是正し地方への人の流れをつくる地方創生の視点に基づく施策を推進すること。

(8) 認定こども園の施設整備費補助など、未だ一元化が進まず事務が煩雑になっている事項については、保育現場における事務の簡素化・効率化のため、子ども・子育て支援新制度の基本的な理念に基づき一元化を図ること。

(9) 児童が放課後などを安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを進める「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」について、段階的に共同で事業を実施するなど、制度の一本化を図り、効率的かつ効果的な体制を整備すること。

(10) 企業において従業員の結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた働きやすい職場環境の一層の充実を図れるよう、必要な措置を講じること。特に、両立支援等助成金の拡充及び子育て支援に積極的な企業に対す

る優遇税制の拡充などを図ること。

また、子の看護休暇制度については利用率が低調であることから、利用しやすい環境となるよう企業及び労働者への普及啓発などにより制度の推進を図ること。

さらに、男性の育児参加をより進めるため、育児休業を一定期間父親に割り当てる制度を創設するなど男性の働き方の見直しを促進すること。

(11) 子どもの貧困対策について、大綱に示されている取組を恒久的かつ実効性のある施策として推進するため、さらなる財政的支援の充実を図ること。

介護保険制度の見直し等について

＜提案・要望先＞ 厚生労働省

＜提案・要望内容＞

高齢化の進展や制度の定着に伴い、介護サービス利用者の増加とともに、介護給付費も増加しており、県や市町村など地方公共団体の財政圧迫をはじめ、様々な制度運用上の課題も生じてきております。また、団塊の世代すべてが後期高齢者となる 2025 年に向け、高齢社会を支える人材や施設の不足も喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、介護保険制度の見直しを行う際には、地方の意見を聴き、それを適切に反映させることで、介護保険制度をより持続可能なものとするよう要望いたします。

記

1 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターの機能強化、高齢者の介護予防や自立した生活のための支援策の拡充、医療・介護の連携の促進、地域の認知症支援体制の構築等に対し、必要な財政措置及び技術的助言の充実を図ること。

特に、地域支援事業の実施に当たっては、市町村の規模等により事業の実施に格差が生じることのないよう必要な措置を講じること。

2 将来の介護人材の不足が課題となっている中、地域医療介護総合確保基金（介護分）について、将来にわたり十分な財源を確保すること。

また、次期介護報酬の改定においても、介護職員処遇改善加算を継続するとともに、事業者が従業員の処遇改善に向けた取り組みを実行しやすくするための措置を講じること。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、多床室に比較してより多くの介護職員を必要とするため、ユニットケアが適切に運営できるよう実態に見合う介護報酬に見直すこと。

4 障害者支援施設や救護施設等の介護保険適用除外施設を退所し、介護保険施設等に入所した場合に、適用除外施設入所前の市町村を保険者とするなど住所地特例を見直すこと。

5 要介護認定については、今後も要介護認定者の増加が見込まれることから、市町村の財政負担や事務負担の軽減を図るため、要介護認定に係る有効期間のさらなる見直しなどの必要な措置を講じること。

医療保険制度の見直しについて

＜提案・要望先＞ 厚生労働省

＜提案・要望内容＞

医療保険制度については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき国民健康保険制度の改革をはじめとした見直しが進められているところであるが、住民生活をはじめ、都道府県の財政や組織体制等地方自治に極めて重大な影響を及ぼすおそれがあることから、国においては地方の十分な理解を得た上で進めるとともに、国の責任において、将来的に全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化を目指すこと等について、下記のとおり要望いたします。

記

1 国民健康保険制度については、平成30年度からの新制度への移行に向けて準備が進められているところであるが、詳細な行程表や具体的な検討課題を早期に明示し、地方と十分に協議すること。

また、高齢化の進展等に伴い今後も医療費の伸びが見込まれる中、将来にわたり持続可能な制度となるよう、国が責任を持って、保険料負担の平準化や都道府県への財政支援策等を講じ、医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図ること。その際、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入や地方単独事業に係る国庫負担調整措置の廃止等、国保基盤強化協議会において地方が提案している方策の実現を図ること。

後期高齢者医療制度については、しっかりとした将来推計による財政試算のもと、安定的な運営ができる制度とすること。なお、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しについては、地方と十分に協議し、低所得者の負担軽減のため適切な措置を講じること。

これらの制度改正に際しては、地方の意見を十分に尊重し、新たな地方の負担が生じることのないようにすること。

2 将来にわたり安定した国民皆保険制度を確保するため、今回の国民健康保険制度の見直しにとどまることなく、国の責任において全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化を目指すとともに、それに向けた道筋を早急に明らかにすること。

医師及び看護師等の確保対策について

＜提案・要望先＞ 厚生労働省、文部科学省

＜提案・要望内容＞

本県の人口 10 万人当たりの医師数は、全国平均を大きく下回っており、現時点で、医師数を全国平均と同程度にするには、さらに約 2 千人の医師が必要となります。

また、全国平均の半分に満たない二次保健医療圏があることや、小児科や産婦人科はもとより、内科及び外科等の基本的な診療科においても、全県的に医師が不足するなど、本県では医師不足が極めて深刻であります。

このような中、先般、厚生労働省から 2040 年には全国で医師の供給が必要を大幅に上回るとの推計が発表されましたが、そもそも医師の地域偏在や診療科偏在が解消されない限り、現場での医師不足感は払拭されないことから、本県では医師確保対策が喫緊の課題であることに変わりはなく、引き続き、この課題の解決に向けて全力で取り組む必要があります。

国においては、医師養成に係る多額の公費負担の現状や医師の公的役割なども踏まえたうえで、現在の医師の勤務のあり方の見直しも含め、さらなる抜本的な対策を講じる必要があるものと考えております。

さらに、看護師、助産師などの看護職員については、医療と介護の連携を推進するため、在宅医療の要となる訪問看護師をはじめとする看護職員の資質向上や人員確保が必要であります。

以上のことから、下記事項について要望いたします。

記

- 1 医師の不足に対処するため、医師不足が顕著な地域を優先し、次の対策を講ずること。
 - (1) 地域枠制度を延長すること。
 - (2) 医学部新設等に関する規制緩和や既設医学部の大幅定員増を可能とすること。
- 2 本年 4 月に東北医科薬科大学（仙台市）医学部が新設され、また来年 4 月には国際医療福祉大学（成田市）医学部の新設が予定されているが、本県のような医師不足地域から教員を雇用するなど、医師不足を助長するようなことは厳に慎むよう関係大学等に対して指導すること。

- 3 医師養成に多額の公的負担が行われている現状や医師に求められる公的役割などを踏まえ、医師の地域偏在や診療科偏在の解決を図るため、地域毎や診療科毎の保険医の定数を設けることや、新たな専門医制度を活用し全ての医師に医師不足地域における診療を一定期間義務付けるなど、抜本的な措置を講ずること。
- 4 地域枠制度を安定して運営していくよう、地域医療介護総合確保基金等を通じて、都道府県に十分な財政的措置を講ずること。
また、医学生に対する地域医療の教育に当たっては、大学から地方公共団体に負担を求めるうことなく必要な教育が行えるよう、大学に対して国が十分な財政的措置を講ずること。
- 5 女性医師が継続して働くことができるよう、保育制度の充実や勤務体制の柔軟化、再就業支援等、就業環境の整備を促進するために必要な措置を早急に講ずること。
- 6 初期臨床研修医の各都道府県募集定員については、次のことに配慮すること。
 - (1) 地域的条件の加算要件については、より地域特性を反映した要件とするため、総面積あたりの医師数ではなく、可住地面積当たりの医師数とすること。
 - (2) 都道府県が養成した地域枠の卒業生については、医師臨床研修マッチングの定員とは別枠として、都道府県分に上乗せして配分すること。
- 7 新たな専門医制度の導入に当たっては、一般修学資金制度や地域枠制度を活用している医師をはじめ医師不足地域で勤務する若手医師が、地域の中小病院等に従事しながらも専門医資格を取得し、維持できるよう配慮するとともに、特定の大学や病院に医師が集中し、地域偏在が助長されることがないよう、国が主導して様々な対策を講ずること。
- 8 看護職員の訪問看護に係る研修や潜在看護職員の再就業支援、質の高い看護教員の養成等を充実させ、医療と介護の連携に資するため、将来にわたる十分な財源を地域医療介護総合確保基金等を通じて確保すること。

地域公共交通維持確保に向けた取組について

＜提案・要望先＞ 国土交通省

＜提案・要望の内容＞

鉄道・バスなどの公共交通は、地域住民の日常の移動手段として、また、交流人口を支える社会基盤として、大変重要な役割を果たしており、地域住民の生活を守り、地域間交流を促進するため、公共交通の維持確保は、喫緊の課題となっております。

しかしながら、モータリゼーションの進展や少子高齢化・人口減少の進行を背景に公共交通の利用者は減少傾向にあり、地域鉄道や路線バスの廃止が相次いでいるほか、市町村では、高齢者や高校生等の移動手段を確保するため、コミュニティバス等の運行等により財政負担が増加するなど、公共交通の維持確保は、現在、極めて厳しい状況に置かれております。

交通政策基本法においては、国の責務として、少子高齢化の進展や大規模災害等への対応、環境負荷の低減、様々な交通手段の適切な役割分担と連携などの基本理念にのっとり、交通に関する施策を総合的に策定・実施するとされているところです。

つきましては、交通需要者のニーズに対応できる公共交通体制を確保するため、下記事項について特段の御配慮をお願いします。

記

1 地域公共交通の維持確保及び改善を図るため、バス・鉄道等の事業者への支援となっている地域公共交通確保維持改善事業費補助金について、以下の2点に留意して必要な予算を確保すること。

(1) バス

バス路線の維持確保のために行う事業である地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について、運行実績に応じて十分な補助が行われるよう、必要な予算を確保すること。

(2) 鉄道

車両の全般検査及び重要部検査等を対象とする鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について、地域鉄道の事業経営安定のため、十分な補助が行われるよう、必要な予算を確保すること。

2 利用者の利便性向上のため、バス事業者によりICカードシステムの導入が進められているが、多額の費用を要することから、導入が円滑に行われるよう、必要な予算を確保するとともに、地域独自カードと全国共通交通系カードの将来的な相互利用に向けた環境整備を進めること。

安全・安心を実感できる「いばらき」の確立について

＜提案・要望先＞ 警察庁、総務省、財務省、国土交通省

＜提案・要望内容＞

本県の治安情勢は、刑法犯認知件数が平成15年以降13年連続で減少しているほか、人身交通事故発生件数も平成13年以降15年連続で減少するなど、数値の面では治安の回復傾向が継続しておりますが、ニセ電話詐欺や自動車盗等の県民に身近な犯罪は依然として高い水準で発生しているほか、交通事故死者数が全国ワースト上位にあるなど、いまだ予断を許さない状況にあります。

また、生命に関わる重大事件に発展するおそれのあるストーカー・DV事案や東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う国際情勢の変化等への的確に対応するためには体制強化が急務であります。

このような厳しい治安情勢の中、本県警察では、全国に比して高い警察官1人当たりの業務負担の改善、平成19年以降9年連続で犯罪率が全国ワースト1位である自動車盗への対策、サイバー空間における脅威への対応等が喫緊の課題となっているほか、高齢者の交通事故防止及び通学児童等の安全確保のための交通環境の整備、東日本大震災及び平成27年関東・東北豪雨を踏まえた大規模災害対策等にも対処しなければなりません。

以上のことから、県民が安全・安心を実感できる「いばらき」を確立するため、下記事項について特段の御配慮を願います。

記

- 1 警察官の増員（地域部の設置に伴う地方警務官の増員を含む。）や警察車両の増強など警察基盤の強化を図ること。
- 2 自動車ナンバー自動読取装置の増設など捜査基盤の強化を図ること。
- 3 特定交通安全施設等整備事業の推進を図ること。
- 4 科学技術を活用した資機材を含む災害対策用資機材や警察用ヘリコプターの増強など大規模災害対策の強化を図ること。
- 5 サイバー空間の脅威に対する対処能力向上のための人材育成や資機材の整備など総合的なサイバーセキュリティ対策の強化を図ること。

地球温暖化対策の充実と地域社会と共生した 再生可能エネルギーの導入推進について

<提案・要望先>

環境省、経済産業省

<提案・要望内容>

昨年開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、2020年以降の地球温暖化対策として、全ての国に対し緩和への貢献と適応能力の拡充等を義務付けるパリ協定が合意されました。

我が国の緩和と適応の取組を推し進めるためには、国と地方自治体、民間等多様な主体の連携を強化することが求められております。

また、我が国の電力需給の逼迫は依然として懸念されており、節電をはじめとする省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの普及促進が一層求められております。

再生可能エネルギーについては、平成24年に施行された固定価格買取制度により太陽光発電を中心に導入が急速に拡大しており、本県においても、制度開始以降新たに170万kWを超え、全国第1位となる太陽光発電施設が導入されております。

しかしながら、あまりに急激な導入に伴い、自然環境への影響や土砂の流出、工事の安全性などについて、地域住民から不安の声が上がっております。

つきましては、地球温暖化対策について、より積極的な施策の推進を図るとともに、地域社会と共生した再生可能エネルギーの導入を推進するため、下記事項について要望いたします。

記

- 1 県が実施する温室効果ガス排出削減の施策や気候変動影響評価、適応策等の実施に対し、技術的・経済的支援を行うこと。
- 2 地域地球温暖化防止活動推進センターが行う、地域における地球温暖化対策に関する普及啓発等の活動に対して、支援を一層拡充すること。
- 3 再生可能エネルギー、燃料電池自動車など次世代自動車の一層の普及拡大を図るため、研究開発や導入促進に向けての各種支援策に係る法制上、財政上、税制上その他の措置を集中的に講ずること。
- 4 固定価格買取制度等の見直しについて、以下の事項に特段の配慮を行うこと。
 - (1) 太陽光発電施設の適正導入を図るため、安全性を確保するための造成、地盤強度等に関する設計基準や施工・管理に関する基準を整備すること。

- (2) 固定価格買取制度における地方自治体への情報提供については、地方自治体の意見が事業に反映できるよう、認定の前にその申請内容を提供すること。
- (3) 一定規模以上の太陽光発電設備の設置には地方自治体の同意などを必要とする制度を創設すること。
- (4) 買取価格に含まれている廃棄費用を計画的に積み立てる制度を国主導で設けるなど、太陽光発電事業終了後の施設設備の撤去・廃棄が確実に履行される制度を創設すること。

霞ヶ浦・北浦に係る総合的な環境保全対策の充実強化について

＜提案・要望先＞ 環境省、国土交通省

＜提案・要望内容＞

霞ヶ浦の水質については、湖沼水質保全計画を5年ごとに策定するとともに、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」を平成19年度に制定し、さらに、平成20年度に導入した森林湖沼環境税の課税期間を平成25年度から5年間延長し、浄化対策に取り組んでいるところです。

その結果、霞ヶ浦の湖内のCODは近年改善傾向にあるものの、依然として長期ビジョンとは隔たりがあることから、流域の負荷削減対策とともに、湖内対策にも一層取り組む必要があります。

また、平成23年の夏に見られたようなアオコの大発生による市民生活への深刻な悪臭被害が今後も懸念されることから、引き続き迅速に対応する必要があります。

さらに、湖岸には現在ミズヒマワリ等の特定外来生物（水生植物）の群落が多く見られ、生態系等に影響を及ぼす懸念があることから、生物多様性の保全に向けて早期に対策をとる必要があります。

つきましては、霞ヶ浦に係る環境を保全し、持続可能な利用を図るため、下記事項について要望いたします。

記

1 湖内対策・流出水対策（面源対策）等の推進について

霞ヶ浦・北浦については、管理者である国において、水質浄化、生物多様性保全等のため次の措置を講ずること。

- (1) 国が行っている試験の結果等を踏まえ、底泥からのリンの溶出抑制対策などの水質浄化対策を早期に実施すること。
- (2) ウェットランド、水生植物帯、砂浜の整備や、堤脚水路における堆積土砂の定期的な除去などを推進すること。
- (3) アオコの発生が見られた場合は、今後も早期に河川への遡上防止及び回収を図ること。
- (4) 生態系等に影響を及ぼすおそれのあるミズヒマワリ等の特定外来生物の除去を早期に実施すること。

2 水質保全意識の醸成について

県民の水質保全意識の醸成を図るため、霞ヶ浦水質浄化のための各種対策の実施状況やその効果について、県内外への情報提供に努めること。

また、県や市町村と連携し、県民や市民団体による水質保全活動を支援すること。

3 高度処理型浄化槽の設置及び単独処理浄化槽からの転換促進について

富栄養化の原因である窒素・リンの除去能力が高い高度処理型浄化槽の設置を一層促進するため、必要な予算を確保すること。

また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、支援制度を拡充すること。

世界湖沼会議の支援について

＜提案・要望先＞ 環境省、国土交通省、農林水産省

＜提案・要望内容＞

第17回世界湖沼会議が、茨城県で平成30年10月に開催されます。

本県で世界湖沼会議が開催されるのは、平成7年に第6回会議を開催して以来、23年ぶり2回目となります。

世界湖沼会議は、富栄養化など湖沼や貯水池をとりまく環境問題について、世界各国の研究者、市民、行政担当者等が一堂に会して情報と経験の交流を図る場として、昭和59年（1984年）に滋賀県で始まり世界各国で開催されています。

第17回会議では、「人と湖沼の共生—持続可能な生態系サービスを目指して—」をテーマとし、住民、農林漁業者、事業者、研究者、行政など湖沼に関わりを持つ全ての人々が、情報の共有、意見交換を行います。第6回会議以降行ってきた様々な取組みを世界に発信するとともに、生物多様性の保全や回復、水質浄化など水環境問題の解決の更なる契機とし、市民活動の気運醸成及び流域連携を推進するために、下記事項について特段の御配慮をいただきますようお願ひいたします。

記

第17回世界湖沼会議は、国内外の研究者、住民、農林漁業者、事業者、行政など湖沼に関わりを持つ全ての人々が情報の共有、意見交換を行う場としていることから、当会議への積極的な参画と財政的支援を講ずること。

ラムサール条約湿地涸沼への水鳥・湿地センターの整備 並びに自然環境の保全及び賢明な利用の促進について

<提案・要望先> 環境省

<提案・要望の内容>

涸沼は関東唯一の汽水湖であり、スズガモなどの多数のカモ類の渡来が確認されている他、オオワシ、オオタカ、オオセッカなど、88種以上の鳥類が確認されており、平成26年11月から国指定鳥獣保護区特別保護地区に指定されております。また、魚類ではニホンウナギ、昆虫類ではヒヌマイトトンボなどの絶滅のおそれのある種の生息が確認されております。

また、平成27年5月には、涸沼を特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地として、そこに生息する動植物の保全と、その賢明な利用（ワイスユース）を促進することを目的とするラムサール条約へ登録されました。

つきましては、地域と一体となった涸沼の豊かな自然環境の保全と賢明な利用を通した地域振興を図るため、下記事項を実施されるよう要望します。

記

- 1 潟沼の保全と賢明な利用、それらを支える交流・学習を推進する拠点施設として、水鳥・湿地センターを整備すること。**

- 2 自然環境の保全及び湿地の賢明な利用を通した地域振興を実施するための支援を行うこと。**

ダム事業の推進について

<提案・要望先> 国土交通省

<提案・要望内容>

水害に強い安全・安心なまちづくり及び水資源の確保による快適で質の高い生活環境づくりを推進するため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 霞ヶ浦導水事業については、霞ヶ浦・桜川（千波湖）の水質浄化、新規都市用水の確保、渴水対策の観点において必要不可欠であるため、早期完成に向けて、一刻も早く工事を再開すること。
- 2 ハッ場ダム建設事業については、徹底したコスト縮減を図るとともに早期完成に向けて工期短縮に努めること。
- 3 思川開発事業については、治水・利水の両面から必要不可欠であるため、検証結果を踏まえ、速やかに事業を進めること。

神栖市におけるヒ素汚染対策について

＜提案・要望先＞ 環境省、厚生労働省、農林水産省

＜提案・要望内容＞

神栖市におけるヒ素汚染事案については、平成 15 年の閣議了解及び閣議決定に基づき、国において健康被害者に対する支援策をはじめ、地下水浄化処理などの各種対策が講じられているところであります。

これらの対策のうち、平成 15 年度から実施されている健康被害に係る緊急措置事業については、平成 26 年 6 月に、平成 29 年 6 月までの事業継続が決定され、また、平成 20 年度から実施された高濃度汚染対策事業については、当初からの目標であった A 井戸周辺の有機ヒ素化合物の約 90 パーセント以上が除去されるなど、一定の進展が見られたところであります。

しかしながら、依然として地下水中からは有機ヒ素化合物が基準を超えて検出され、また、汚染ほ場においては米の作付自粛を余儀なくされており、地域住民の不安が払拭できない状況にあります。

一方、平成 24 年 5 月に公害等調整委員会からヒ素汚染がもたらした被害に係る責任裁定がなされたところであります。

県としては、裁定を踏まえ、被害者の置かれている状況を考慮し、和解により問題の早期解決を図ったところですが、被害者は、今後とも国の支援を強く望んでいるところであります。

つきましては、国として適切な対策が講じられるよう、下記事項について要望いたします。

記

1 神栖市におけるヒ素汚染については、健康被害の発症メカニズム、治療法等を含めた病態の解明や住民の健康不安の解消には至っていないため、緊急措置事業を引き続き実施すること。

また、有機ヒ素化合物の人体影響及び治療方法について、調査研究を継続的に進めるとともに、被害者の方々の意向を踏まえ、長期的な健康管理体制を確立すること。

2 安全基準の指標として、米に含まれる有機ヒ素化合物の指針値（一日許容摂取量など）を早急に策定すること。

また、指針値に基づき、有機ヒ素化合物の農地土壤や農業用井戸水（地下水）に対する基準値を定めるとともに、作付けが早期に再開できるよう有機ヒ素化合物の減衰促進のための対策を実施すること。

3 地下水中の有機ヒ素化合物の存在の状況を確認するため、引き続き十分なモニタリングを実施すること。